

公共図書館における情報リテラシー教育を巡る概念整理

著者	福井 雄大
雑誌名	紀要
号	25
ページ	(61) - (72)
発行年	2023-03-20
URL	http://doi.org/10.32125/00000114

公共図書館における情報リテラシー教育を巡る概念整理

Conceptual Framework for Information Literacy Education in Japanese Public Libraries

福井 雄大
FUKUI Yudai

抄録

本稿では公共図書館における情報リテラシー教育を巡る建設的な議論に耐える概念的枠組みの提出を目的とし、公共図書館における情報リテラシー・情報リテラシー教育・利用教育を取り上げるレビュー13件を対象に分析を行った。各概念を2つの観点から整理した結果、情報リテラシー教育の教育形態については、直接-フォーマル（集団）-サービス、直接-ノンフォーマル・インフォーマル（個別）-サービス、間接サービスの3つに、教育内容については、利用教育として学ぶ内容、図書館で学ぶべき情報リテラシー、図書館で教わらない情報リテラシーの3つにそれぞれ分割できることを示した。このような枠組みが提起する議論を展望として示した。

Abstract

This paper submit a conceptual framework which can withstand constructive discussions on information literacy education in japanese public libraries. The researcher analyzed 13 reviews on information literacy, information literacy education, and library use education. Each concept summarized was organized from two perspectives: How information literacy education implement is distinguished public formal service, public nonformal or informal service, and technical service; and what information literacy education provide is distinguished contents of library use education, information literacy learned in japanese public libraries, and information literacy that is not taught in japanese public libraries. The researcher presented a perspective on what kind of discussion such a conceptual framework might raise.

キーワード：公共図書館，情報リテラシー，情報リテラシー教育，図書館利用教育，情報サービス

Keyword: japanese public library, information literacy, information literacy education, library use education, user education, library instruction, information services

1. 背景と目的

日本図書館協会（JLA）の図書館利用教育臨時委員会は1989年に発足し、全館種での利用教育実施を目指してガイドラインの編纂を開始した。公共図書館版は他の館種と比べて紆余曲折を経て、1999年に常務理事会に承認された。2001年には4館種版と総合版を併せたものが合冊版として出版され、JLAのウェブ

サイト上でも公開された¹。このような位置付けからも、利用教育は全ての館種の図書館を対象として構想されるものである。また合冊版の「図書館における情報リテラシー支援サービスのために」という副題からも読み取れる通り、この頃から利用教育は情報リテラシー教育と併せて語られることが常となっていた。

ガイドライン合冊版の緒言では、従来から行われている資料・情報の「提供サービス」に対置する形で利用教育を「指導サービス」として提示しているが、用語が人口に膾炙したとは言い難い。仁上幸治はガイドラインを策定した委員に対するヒアリング調査の下で論点整理を行っており、「議論の前提になる理論的枠組みの違いを乗り越えるには、より広く深い共通の枠組みの構築と共通認識化が必要である」と結論づけている²。しかしそれ以降、公共図書館と利用教育あるいは情報リテラシー教育に関する論考は少なく、状況が進展しているとは言い難い。約20年ぶりのガイドライン改訂に向けた動きがある中で³、本稿では公共図書館における情報リテラシー教育に関する議論を行う上で必要な概念的枠組みの提出を目指す。

2. 方法

本稿では「情報リテラシー」「情報リテラシー教育」「利用教育」といった言葉の下で理解される概念の変化や組成を対象とするため、その実態ではなく言葉に着目し集約を試みる。

日本図書館研究会は学会誌『図書館界』において50号毎に文献レビューを行なっているが、1985年に丸本郁子によって初めて利用教育を主題とした文献レビューが掲載された⁴。その後の1993年の赤瀬美穂による文献レビューにおいては収録された文献のタイトル等にも「情報リテラシー」の語は出てこない⁵。しかし2001年の赤瀬のレビューにおいてはそのタイトルからして「情報リテラシーと利用教育」となっており⁶、この頃までに利用教育をめぐる言説では情報リテラシー及び情報リテラシー教育が併せて取り上げられるようになったと言える。またこの時期は情報リテラシー教育の把握に努めるための文献レビュー（以下「レビュー」）が複数人によって高頻度で行われた。このようなレビューは上述のキーワードを並列し俯瞰的に取り扱うため、本稿の目的に合致している。1994年以降に発表され、かつ「利用教育」「情報リテラシー」「情報リテラシー教育」のいずれかを主題とし、かつその中で公共図書館を扱っているレビューを自認するあるいは他の論文からレビューと解されているものを抽出したところ、13件となった。本稿ではこれらのレビューを対象として上述のキーワードの概念及び頻出する関連語彙との関係について把握を試みる。

¹ 日本図書館協会図書館利用教育委員会 編『図書館利用教育ガイドライン合冊版—図書館における情報リテラシー支援サービスのために』日本図書館協会、2001。

ウェブ版は<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/cue/gl-a.html> 但し微細な点が異なる。

² 仁上幸治「図書館利用教育における「指導サービス」概念の射程～情報リテラシー教育という枠組みの可能性と限界～」『日本図書館情報学会秋季研究集会発表要綱』2011, p.53-56。

³ 野末俊比古「情報リテラシー教育の次世代モデルに向けて：第10分科会 図書館利用教育」『図書館雑誌』115 (10), 2021, p.634。

⁴ 丸本郁子「図書館利用教育」『図書館界』36 (5), 1985, p.297-303。

⁵ 赤瀬美穂「利用者教育」『図書館界』45 (1) 5, 1993, p.88-94。

⁶ 赤瀬美穂「情報リテラシーと利用教育」『図書館界』53 (3), 2001, p.314-321. (<https://doi.org/10.20628/toshokankai.53.3_314>)

3. 調査結果

3.1 概要

文献リスト

- a. 長田秀一「情報リテラシー研究」『情報科学研究』3 (1), 1994, p.37-58.
- b. 瀬戸口誠「情報リテラシー概念に関する一考察」『同志社大学図書館学年報』(27), 2001, p.39-68.
- c. 野末俊比古「第5章 情報リテラシー」『情報探索と情報利用』勁草書房, 2001, p.229-278.
- d. 赤瀬美穂「情報リテラシーと利用教育」『図書館界』53 (3), 2001, p.314-321. <https://doi.org/10.20628/toshokankai.53.3_314>
- e. 安藤友張「図書館利用教育・情報リテラシー教育をめぐる動向：1999～2001」『情報の科学と技術』52 (5), 2002, p.289-295. <https://doi.org/10.18919/jkg.52.5_289>
- f. 市村櫻子「日本の情報リテラシー教育のレビュー」『情報の科学と技術』52 (11), 2002, p. 557-561. <https://doi.org/10.18919/jkg.52.11_557>
- g. 安藤友張「「情報リテラシー」「情報リテラシー教育」「図書館利用教育」をめぐる最近の動向」『短期大学図書館研究』(23), 2003, p.19-25.
- h. 野末俊比古「研究文献レビュー：利用者教育—「情報リテラシー」との関わりを中心に—」『カレントアウェアネス』(278), 2003, p.15-18. <<https://current.ndl.go.jp/ca1514>>
- i. 米澤誠「研究文献レビュー：学習・教育基盤としての図書館」『カレントアウェアネス』(296), 2008, p.23-28. <<https://current.ndl.go.jp/ca1668>>
- j. 野末俊比古「情報リテラシー教育：図書館・図書館情報学を取り巻く研究動向」『カレントアウェアネス』(302), 2009, p.18-24. <<https://current.ndl.go.jp/ca1703>>
- k. 慈道佐代子「情報リテラシーと利用教育：大学図書館と公共図書館」『図書館界』61 (5), 2010, p.495-510. <https://doi.org/10.20628/toshokankai.61.5_495>
- l. Midori Kanazawa「Introduction」「Literature Review」『Information Literacy Education in Japanese Libraries for Lifelong Learning』Nova Science, 2016, p1-25.
- m. 川崎千加「ICT社会における情報リテラシー教育の進展：大学及び公共図書館を中心に」『図書館界』70 (1), 2018, p.182-196. <https://doi.org/10.20628/toshokankai.70.1_182>

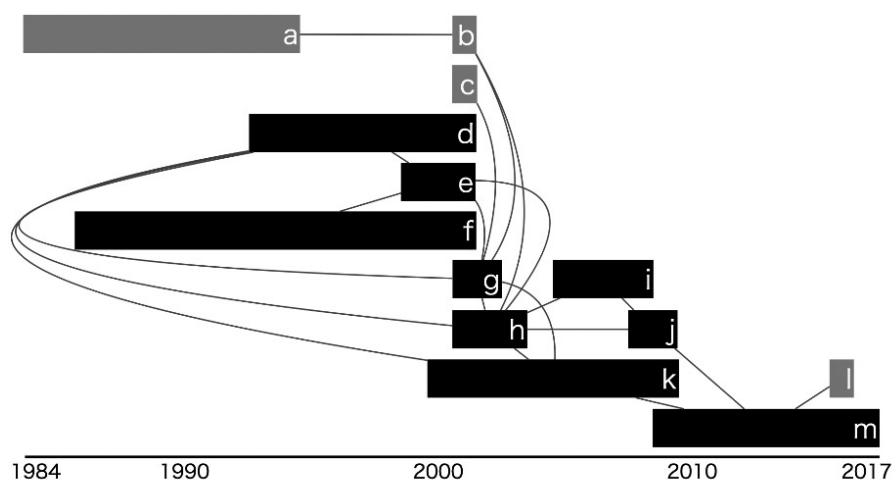


図1 対象文献の分布

今回対象となった論文の参照関係とそれぞれのレビュー対象の範囲を上記の通り示す。アルファベットはレビューの発表順に付与しており、以後レビューを参照する際には本文中及び上付き文字としてアルファベットで示す。また分布を踏まえ、hとiの間でレビューを分け「初期」「近年」という表現を用いる。

レビューと位置付けられているものの、文献収集の範囲や方法を明示する一般的なレビューと性質の異なるものについては、図中に灰色で示した。aは特定のデータベースを対象に量的集計を行っているが、より広範な諸概念を探索的に検討している。bとcの内容は主に日米比較を主とした考察となっており、文献によっては理論的研究と位置付けられている。特にbは情報リテラシー教育、利用教育に関する言及はほぼなく情報リテラシーに限定して論じている。また、lは情報リテラシー教育の方法をインターネット上のヤングアダルト及び児童向けサービスに限定して捉えている。

他は期間と主題を限定したレビューとして発表されているが、dは大学図書館と公共図書館の文献を中心としており、eはdの補完を目指しているものの専門図書館は対象外としている。fは教育政策の概観に徹している。gはeの取りこぼしを取り上げるとした一方大学及び大学図書館を中心としており、hは学校図書館に関わる読書教育・指導やメディアリテラシー教育などは対象外とする等、選択的に取り上げたと申告している。jはタイトルに「情報リテラシー」の文字列を含む図書と雑誌論文のみを対象とし、kは「公共図書館についての掘り下げが十分でない」と断っている。したがってそれぞれのレビューにおける方法や対象が異なる点について留意しておく必要があるが、このような事情は共通の枠組みがない現状を踏まえると当然に起こりうるもので、本稿への影響は軽微であると判断した。

以下では各概念の解説を行う。各概念について、国別に書かれているまたは強く推定できる場合は日本と関連するものに、館種別に書かれているまたは強く推定できる場合は公共図書館に関連するものに限定した記述を試みる。国や館種を混同した議論については意図的なものも確認できたため¹、強く否定できる場合を除き日本の公共図書館を含むものとして記述の対象とした。尚、今回の研究対象である館種を意味する公共図書館は、概ね図書館法に規定され地方公共団体が設置する公立図書館を意味する。

3.2 情報リテラシー

情報リテラシーとは情報社会を作り維持する上で社会的価値の認められた技能と説明され、その存在・実践自体が社会的意義を持つ概念である²。時代ごとに^aあるいは文脈・分野ごとに求められる技能の内実は多様であるが³、情報化を実現する上で社会の構成員がもれなく身につけるべき能力と考えられる。批判的思考や汎用的能力の基盤であり^mその一部に「図書館リテラシー」が含まれるとする見解もあったが^h、図書館情報学用語辞典の「さまざまな種類の情報源の中から必要な情報にアクセスし、アクセスした情報を正しく評価し、活用する能力」が定義として取り上げられる^kまで、「情報」と「リテラシー」の語それぞれの多義的・文脈的な性質^cにしたがい「その意味内容を論じることは容易ではない」^gとされ、初期においては主に二つの方法で位置付けられてきた。

一つは類似概念であるコンピュータリテラシーやメディアリテラシーとの比較である^{ab}。これらの作業の結果、情報リテラシーはメディアリテラシーの核でありコンピュータリテラシーを一部含むとする見解や^b、それぞれの領域が拡張した結果ほとんどの部分で重複を見るようになったと説明されてきた^c。技術の進展と社会の受容によるこのような変化は情報リテラシーの意味が広がったとも評される^d。

二つ目はアメリカの図書館情報学分野における研究の進展を準える向きである^{bc}。情報リテラシーは1976年に情報産業協会から図書館及び情報学に関する国家委員会への報告書で用いられた後、アメリカ図書館界で機能的リテラシーとして整理され、その目標は徐々に自立や民主政治に向けられるようになったという経過がある。米国図書館協会（ALA）情報リテラシー委員会による「最終報告」（1989年）や米国大学・研究図書館協会（ACRL）の「高等教育のための情報リテラシー能力基準」（2000年）はその成果

だが、公共図書館が支援すべき情報リテラシーとして敷衍して参照される場合がある。

日本における情報リテラシーの受容については、教育分野、経営・企業分野、情報科学分野、その他複数の分野の報告書等で使用が確認される等雑多に展開されており^b、例えば教育学分野の情報リテラシーはオフィスソフトの操作法を主とするコンピュータリテラシーとほぼ同義と見なされているⁱ。このような情報リテラシーの普及は図書館と無関係なものとして語られるため、概念の矮小化であるとし図書館情報学分野においては懸念となっていたが、大学図書館による初年次教育への注力を受け状況は変わりつつある^m。但し、情報リテラシーを情報リテラシー教育の意味で用いる例もあり^k、依然として安定して受け入れられているとは言えない。

図書館において情報リテラシーを論じる上では、様々な情報源に囲まれた利用者の視点に立って図書館を社会的な文脈の中でとらえ相対化することが必要である^c。また、より良い教育方法の検討材料として利用者研究に注意が向けられている^h。

3.3 情報リテラシー教育

情報リテラシー教育とは上述の望ましい能力としての情報リテラシーを身につけるべく働きかける支援活動である。「従来「図書館利用教育」「図書館利用者教育」「図書館利用者ガイダンス」などと称された教育内容を、資料の電子化・情報ネットワーク環境の整備などにもない、拡大させたもの」とも説明される^e。情報リテラシー同様、実態と教育実践とを組み合わせた一種の理念として受け止められることもある^h。

図書館は教育の方法・教材・指導者の選択肢が少ないとされ、初期においては図書館界において情報リテラシーをどう教えるべきかあまり検討されてこなかったほか^e、何を教えるべきかも合意を得ていないとされる^e。各教育機関における機能分担の必要性が認識されている一方^{bd}、「答申・報告類では初等中等教育の「情報活用能力」の概念を用いている場合もあるなど、十分な検討がなされてるとはいえない状況」^cとしながら、生涯学習審議会による「図書館の情報化の必要性とその推進方策について」（1998年）や^{cd}「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」（2000年）^{dkm}等の答申・報告類における「情報活用能力」を読み替えた上で学習活動の積極的支援や学習機会の提供が志向されてきた。近年では情報リテラシー教育は図書館が取り組むべき業務として定着したがすべての館種で社会的にも認識され実践されているわけではないとし^k、その後も利用教育の枠組みを超えた情報リテラシー教育の確立が目指されている^m。但しパッケージ化や脱文脈化に陥ったり^m、教育内容の無制限・無方針な拡大の可能性を孕む点が問題視される^h。

教育の内容については、公共図書館の利用教育とリンクする講習内容はほとんど実施されないIT講習とは区別される^e。また実践の盛んな大学図書館と同様な取り組みを求めてはいけな^kともしている^k。

方法論については、不特定多数の利用者に対して積極的に実施することで認知され効果も上がると考えられている^e。利用者の置かれた状況や場面などへの対応を試みる利用者志向アプローチを意識し、対置されるスキル志向アプローチと両者の利点を活かした試みの有効性が把握されている^j。またガイドラインに則り、広報も研究課題として積極的に取り上げられるべきと考えられている^j。教育学^eや認知心理学^gの研究成果の援用が有益とされる。

実践においては、館種ごとの機能・環境・歴史などの違いによる温度差があったと見られ^h、公共図書館は他館種に比べ実践は低調と評価される^e。具体的な取り組みの少なかった主な要因としては、利用者層の幅が広く利用者属性の特定が困難であるほか^k、社会教育の性質上利用者の要求が無いあるいは要求を反映する仕組みに欠けていたことが挙げられる^{ce}。但し利用者の多様性は公共図書館の情報リテラシー教育の難しさと同時に図書館サービスの可能性も感じさせるものと評されている^m。一般的には多様な個

人へのサービスとして実施されるものだが、実際にはグループや団体などを対象にした取り組みが確認されており^k、ウェブサイト等を用いた対面でない方法も取り入れられているⁱ。実践については混同されている利用教育との区別が困難であったため後述する。

3.4 利用教育

利用教育は利用者を対象とした図書館を効果的に利用することを支援する諸活動と定義され、利用者教育、利用ガイダンス、利用支援とほぼ同義であると捉えられることもある^e。社会の情報化の進展に伴って利用者が利用教育に寄せるニーズは増加すると考えられていた^d。また初期から既に情報リテラシー、情報リテラシー教育と併せて論じられていたが^h、近年は利用教育の語が直接的に用いられず情報リテラシー教育に包含して論じられており、教育機関や社会の要請による情報リテラシー教育との連動が志向される^d。「教育」の語を含むことについて、特定の思想・価値観などを注入する働きかけではないことを強調した説明や^e、設置主体の教育支援と利用者の学習支援を区別する説明が加えられる等ⁱ、慎重に扱われることもある。

実践の根拠については、公共図書館が社会教育施設であることを確認した上で、情報リテラシー教育と同じく公共図書館を「地域の情報拠点」と位置付ける政策文書に求めており、公共図書館に欠けていた目標と方策を補うものとしてJLAの「図書館利用教育ガイドライン」に基づく進展が期待されている^{dehl}。初期は「実践経験とノウハウをより多くの館が共有すべき時」とされていたが^d把握される事例は少なく、全体を通じても5件で高田淳子による一連の研究が、4件で小林隆志らによる鳥取県立図書館の事例報告が繰り返し参照されるのみとなっている。近年は1を除きガイドラインも参照されていない。このような実情は利用教育の程度や範囲について公共図書館間で合意がないものと評される一方^e、都道府県立図書館及び政令指定都市の中央館においては大学図書館と遜色ない利用教育の実施がありⁱ、また報告がなされていないだけで実践の形跡は確認できることが指摘されている^k。利用教育と情報リテラシー教育を混同した具体的な事例としては以下のものが挙げられている。

内容別の講座・講習会

- ・ 図書館活用講座
- ・ 外部講師や関連機関と連携した図書館活用講座
- ・ OPAC検索講座、OPAC講習会
- ・ データベース利用講座、データベース検索講習会
- ・ パソコン・インターネット利用講座、IT講習会
- ・ 体験型講演会
- ・ 特許情報活用講座
- ・ 古文書講座
- ・ 絵本を楽しむ会、おはなし会
- ・ 映画会
- ・ 医学関連の情報リテラシー向上に関する研修講座

特定利用者を対象とした講座・講習会

- ・ 盲ろう者の職業自立におけるコンピュータ技術支援
 - ・ 高齢者の学習支援
 - ・ 看護学校への出前講座
 - ・ 高校生のための情報活用講座
 - ・ 夏休み子ども科学講座
 - ・ レファレンス職員研修
 - ・ 自治体職員・高等学校の教職員向けの講習会
- 不特定多数が享受できるもの
- ・ 図書館ツアー
 - ・ ウェブサイトを通じた利用支援
- その他
- ・ ブックスタート

3.5 その他の概念と概念間の関係性

利用教育と情報リテラシーの関係を説明する際、初期は利用教育の内実を明らかにした上での説明が行

われてきた。利用教育の内容は図書館オリエンテーション、図書館利用指導、文献利用指導、情報管理教育に概ね区別され、これらは排他的な関係にはなく先に挙げたものが後の項目の下地になるような関係と説明される^c。利用教育と情報リテラシー教育の結節点としては文献利用指導が取り上げられる場合^aや情報管理教育が取り上げられる場合^c等認識の相違があるものの、高度な領域において関連づけられる点は共通していた。しかし近年においては、利用教育は情報リテラシー教育と同義のものとして説明されるか自明視され、対象となったレビューの中にも利用教育のみを取り出して言及したものはほとんど無く、不可分なものに見なされることがほとんどである。情報リテラシー教育は利用教育を内包するものとして理解される一方、情報リテラシー教育の中には図書館が負担すべきでない教育内容が含まれるとされている^c。

レビュー中に頻出する概念としては情報活用能力があり、これも論者によって捉え方が様々となっている。情報リテラシーに読み替えることに対して否定的な見解が提出される一方^{bce}、同一論考内にて読み替えが行われることもある^c。公共図書館における情報リテラシー教育を肯定的に位置付ける制度的背景として、重ねて参照されてきた答申・報告類及びそれを受けて成立した「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(2000年)における「地域の情報拠点」というキーワードが参照されるが、この告示にて情報活用能力と明示されているのがその原因と推察される。

4. 考察と展望

4.1 情報サービス及び図書館サービス観点からの考察

レビューにおいて繰り返し参照されている高田は、公共図書館における情報リテラシー教育の事例をまとめる中で利用教育ガイドラインにおける指導サービスの語を「情報リテラシー支援サービス」と呼び替えることを提案している⁷。一方で公共図書館研究において利用案内や利用指導といった同様の実践は情報サービスの一類型として把握されてきた。「情報リテラシー支援サービス」として構想される情報リテラシー教育の分析に情報サービスの枠組みを用いることは、情報リテラシー教育を公共図書館における理論体系に接続する上で有用であると考えられる。尚、情報サービスは図書館の情報提供機能を具体化するサービスを指し、その内容は図書館の実施するサービス全体に敷衍しうるものであるため、情報サービスに限定せず図書館サービス全般で用いられる枠組みも有用であると考えられる。

情報サービス及び図書館サービスを論じる際の大きな区分としてテクニカルサービスとパブリックサービスがある。テクニカルサービスは間接サービス・整理業務とも呼ばれ(以下、「間接サービス」)、資料の収集・組織・保存といった資料を利用に供すために行われるもの、パブリックサービスは直接サービス・利用者サービス(以下、「直接サービス」)とも呼ばれ、図書館員から利用者に行き渡る人的な働きかけを指す。また、情報サービス、殊直接サービスとしてのレファレンスサービスにおける回答の内容について、利用指導と情報提供のどちらを重視するかという対立的な図式が存在する。比重が利用指導に置かれる場合は最小論・保守論と呼ばれ、情報提供に置かれる場合は最大論・自由論と呼ばれる。いずれも程度の問題を含むため実際のサービスをいずれかに区分できると考えるのは適切ではないが、利用教育及び情報リテラシー教育を考える上で補助線となることが期待できる。

レビュー上で取り上げられる利用教育及び情報リテラシー教育は初期において概ね直接サービスとして理解されており、その枠内での実践の低調が指摘されてきた。一方¹が示唆する通り利用教育及び情報リテラシー教育は公共図書館においてはインターネット上での情報提供に代表される実践を豊富に含む。

⁷ 高田淳子「公共図書館における情報リテラシー育成を支援するサービス：現況調査をもとに」『日本図書館情報学会誌』60(3), 2014, p.106-122. <https://doi.org/10.20651/jslis.60.3_106>

これまでのレビューのほとんどは間接サービスとしての公共図書館における利用教育及び情報リテラシー教育の評価に消極的であったといえる。また、事例として取り上げられているもののほとんどが集団を対象とした講座という形式を取るものとなっており、最小論に則った個別の利用者への対応は認識されているにもかかわらず、「個別指導で十分」という理由で利用教育を行なわないのは、現状や効果を無視しているように思う」と利用教育と見なされない傾向にあった⁸。

このように公共図書館の利用教育及び情報リテラシー教育研究において直接-フォーマル（集団）-サービスとしての利用教育及び情報リテラシー教育が狭義に取り上げられており、間接サービス及びノンフォーマル・インフォーマル（個別）サービスは利用教育及び情報リテラシー教育研究の対象と見なされていない。ガイドライン公共図書館版の作成に携わった当時の委員は紆余曲折の原因について「グループ対象の集団指導のみを利用教育ととらえる誤解」があったと評価し⁸、慈道は公共図書館の情報リテラシー教育について「一般的に多様な個人へのサービスとして取り組む必要がある」という理解を示しているものの⁹、そのような誤解は研究によって再生産されていることが確認できる。利用教育は一般的に直接サービスの一つとして把握されることから、長く直接サービスがフォーマル（集団）サービスと同一視され、その他の形態が見過ごされてきた可能性がある。つまり、直接-ノンフォーマル・インフォーマル（個別）-サービスや間接-ノンフォーマル・インフォーマル（個別）-サービスとしての利用教育及び情報リテラシー教育が研究でほぼ取り上げられていない点こそ、利用教育及び情報リテラシー教育研究と情報サービス研究の齟齬であったと考えられる。但し、間接サービスはフォーマル（集団）/ノンフォーマル・インフォーマル（個別）の枠組みの適用が難しい。したがって実際に看過されているものとして直接-ノンフォーマル・インフォーマル（個別）-サービスとしての利用教育及び情報リテラシー教育があり、調べ方案内の頒布等の間接サービスと併せて検討する必要がある。

尚、フォーマルな教育とノンフォーマル・インフォーマルな教育には相乗効果が認められる一方で、それぞれの教育方法に限界があることも確かである。また図書館はその利用がそもそも情報リテラシーに資する可能性を含むものとも理解されている⁹。したがって、多様な働きかけの影響を多角的に検証したり、図書館のアメニティ性やレクリエーションを支援する意味を省みることも重要と考えられる。

4.2 教育学の観点からの考察

利用教育及び情報リテラシー教育の研究に対して、教育学との接続が有効であることが指摘されている⁹。本稿では既に「情報リテラシー」と「情報リテラシー教育」を語として峻別しているものの、その位相をより詳細に検討するために教育学、特に公共図書館が制度上包含される社会教育学や、従来の教育に対して批判的視座を提供する教育社会学における「能力」の語をめぐる考え方を参照する。

能力はfacultyの訳語として用いられたものが最初の用例とされ普及したが、1936年には既にabilityに対応するものとなっている。facultyは実体概念として「なすべき事」の側から演繹的に定義され、abilityはなすべき事がなされた後に帰納的に定義されるものとして区別される⁹。能力とは教育実践の都合上代理変数として設定されるものであり、本質的に把握し難さを伴う。教育社会学においても能力概念は持て余されており、業績を能力そのものと読み替える撞着や能力と見なされるものを能力とする「能力の社会構

⁸ 仁上幸治「図書館利用教育における「指導サービス」概念の形成 日本版ガイドラインの作成過程を中心に〜」『日本図書館情報学会春季研究集会発表要綱』2011, p.91-94.

⁹ 「能力」『教育思想事典 増補改訂版』教育思想史学会 編, 2017, p.611-612.

成説」によって保留されている、と評価されている¹⁰。教育内容としての望ましい情報リテラシーにも同様の評価が寄せられるところとなる。

現時点で公共図書館と直接関係を持つものではないが、情報リテラシー教育における望ましい情報リテラシーを定義する上で参照されるものの一つとしてACRLによる「高等教育のための情報リテラシーの枠組み」(2015年)がある¹¹。これは質問紙の回収・集約・修正を繰り返すデルファイ法を用いて構築されているが、このような帰納的手法を用いて態度や情意面を含め設定される能力概念はコンピテンシーと呼ばれる¹²。経済協力開発機構(OECD)の組織「コンピテンシーの定義と選択:その理論的・概念的基礎」(DeSeCo)はコンピテンスの概念を明確化する中で、コンピテンスの評価はふるまいから推察するしかないため評価者と評価対象の権力格差が広がる可能性を認め、コンピテンシーを導入する者の課題と位置付けている。したがって、実際のコンピテンシー開発においては生活の中の知識や体験に根差した学習を支援したり学習者の批判的思考力を養う必要があることを指摘している¹³。このような要請はコンピテンシーである情報リテラシーだけでなく、メディア情報リテラシーやデジタルシティズンシップに関しても同様に求められる。公共図書館が情報リテラシー教育を実施するにはかつて確認されたような住民主導のニーズに呼応して行う形¹⁴が理想的であり、一方的・積極的に態度や情意面での変容を迫ることが文脈次第で思想善導と化すものとして忌避されるのは自然なことのようと思われる。

また、情報リテラシーは一般的な読み書き能力としての識字や日本語リテラシーとして把握される能力を下地とし、それをより高度化したものと解される一方¹⁵、識字研究においては戦後間も無く行われた調査報告『日本人の読み書き能力』(1951年)が70年に渡って長く参照され、実態の伴わない中で高い識字率が無批判に受け入れられていることが知られている¹⁵。このような識字教育への対応は夜間中学等が担い¹⁶、識字教育史・運動史における社会教育に公共図書館はほとんど含まれない。情報リテラシー教育においてはこのような現状を受け止めなければ射程を見誤るようと思われる。

尚、常盤繁は1920年から1960年あたりまでのアメリカにおける公共図書館の教育的サービスを概観する

¹⁰ 本田由紀「能力:社会学の観点から」『日本労働研究雑誌』(681), 2017, p.46-48. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11250582>>

¹¹ これは改訂前にあたる「高等教育のための情報リテラシーの能力基準」と異なり成果目標を設定していない点で公共図書館における実践との親和性が高そうに見えるが、他の領域との折衝に比重を置いて設計されており明らかにフォーマルな教育への埋め込みを志向したものとなっている。

¹² 生活概念上、リテラシーはコンピテンシーと区別して使い分け受け止められるが、能力としての構成過程に本質的な違いはない。尚、国内では能力の語が杜撰に取り扱われていることも広く知られている。一例として、柳瀬陽介「コミュニケーション能力論における「能力」関連諸概念」『中国地区英語教育学会第34回研究発表』(34), 2004, p.87-96. <https://doi.org/10.18983/casele.34.0_87>

¹³ ドミニク・S・ライチェン, ローラ・H・サルガニク「第2章 コンピテンスのホリスティックモデル」『キー・コンピテンシー 国際標準の学力をめざして』明石書店, 2006, p.63-83.

¹⁴ 「大阪府立中央図書館におけるコンピュータ目録等の利用支援」『新しいメディアにチャレンジ:公共図書館の情報サービス実践事例集』文部省, 1998, p.121-128.

¹⁵ 上杉孝實「識字調査の意義と課題 基礎教育保障の観点から」『基礎教育保障学研究』(6), p.29-46, 2022. <https://doi.org/10.32281/jasbel.6.0_29>

¹⁶ 「識字」『社会教育・生涯学習辞典』社会教育・生涯学習辞典編集委員会, 2012, p.206-207.

中で、外部からの要請と援助が「図書館を閉じたシステムとすることから防いできた」と評している¹⁷。情報リテラシー教育の端緒も職業教育として産業界から要請されたものであった¹⁸。またアメリカにおいては公共図書館が移民への積極的な識字教育を担ってきたことも知られている¹⁹。情報リテラシー教育において海外の事例が先進的なものとして国内で紹介されてきたが、このような事情の違いを押さえておく必要がある。

利用教育も情報リテラシー教育と同様に公共図書館に受け入れられているとは言い難いが、公共図書館を利用するという目的に向けて演繹的に導けるため多様な利用者と認識を容易に共有でき、情報リテラシー教育に向けられる上記の批判を回避できる。実際、丸本郁子は1992年に公共図書館員を対象とした意識調査を実施し、仕事内容としての利用教育は過半数から支持されることを明らかにしている²⁰。

利用教育ガイドラインは総合版も公共図書館版も答申・報告類が「地域の情報拠点」を確立するのと同時期に発表されている。ガイドライン2種は本稿で見えてきたレビューと「図書館の情報化の必要性とその推進方策について」（1998年）を共通して参照しているものの、その後の情報サービスの動機として頻繁に参照される「地域の情報拠点」と僅かに異なる言葉を取り上げている。このような難しいタイミングで利用教育から情報リテラシー教育への転換を試みたことが理論的接続の煩雑さを招いた可能性がある。

情報リテラシー及び情報リテラシー教育は理論に基づき態度や情意面を含め包括的に構築される傾向にあるが、理解と普及のためには公共図書館の事情を反映することも重要と考えられる。したがって、その内容を従来の利用教育として学ぶ内容、利用教育の延長線上にある公共図書館で学ぶべき情報リテラシー（利用教育と重複する内容を除く）、公共図書館の領分から外れたものと受け止められる公共図書館で教わらない情報リテラシーを分けて検討することが有効であると考えられる。

4.3 展望

上記考察において公共図書館の実施する情報リテラシー教育を、教育形態は直接-フォーマル（集団）-サービス、直接-ノンフォーマル・インフォーマル（個別）-サービス、間接サービスに、教育内容は、利用教育として学ぶ内容、図書館で学ぶべき情報リテラシー、図書館で教わらない情報リテラシーへと分割する概念的枠組みを示した。これらの枠組みを踏まえて公共図書館における情報リテラシー教育における教育対象、教育制度といった他の構成要素への影響について述べる。

教育対象は設置自治体に関わる人（利用対象者）だが、一定の事例が認められる間接サービスとしてのインターネットを用いた情報リテラシー教育においては均衡と戦略の問題が生じる。現状複数の公共図書館が教育的コンテンツを作ってはいるが、利用教育及び情報リテラシー教育の狙いが汎用的な能力であれば、その労力を集約することで普遍性と訴求性の高いコンテンツを供給する方が、広範に有意義な影響を及ぼすことができる可能性が高い。またコンテンツ間の無益な競争も回避すべきものである。各図書館に

¹⁷ 常盤繁「アメリカ公共図書館における教育的サービスの発達」『Library and Information Science』(15), 1977, p.107-119. <<https://doi.org/10.46895/lis.15.107>>

¹⁸ Zurkowski, P. C. 『The Information Service Environment Relationships and Priorities: Related Paper No.5』 National Commission on Libraries and Information Science, 1974.

¹⁹ 薬師院はるみ「3.3 公共図書館が教育やリテラシーに果たす役割」『米国の図書館事情2007 2006年度 国立国会図書館調査研究報告書』国立国会図書館関西館図書館協力課, 2008, p.326-328. <<https://current.ndl.go.jp/book/14418>>

²⁰ 丸本郁子「公共図書館員の利用指導についての意識調査：関西地区において：中間報告」『大阪女学院短期大学紀要』(23), 1992, p.79-108. <<http://hdl.handle.net/10775/435>>

最適化されたコンテンツの提供は望ましいが、訴求力に欠けるのは望むところではない。Iは各図書館がインターネットを介して教育的コンテンツを提供することを念頭に置いていたが、このような射程の重なりと競争への対応が課題として指摘できる。

教育制度について、公共図書館は社会教育施設として位置付けられる。社会教育法によって裏づけられる機関の多様な在り方を踏まえると、直接-フォーマル（集団）-サービスとしての教育的営為を推奨する向きはあるものの実施する必然性はなく、選択の余地がある。学校図書館や大学図書館が直接-フォーマル（集団）-サービスとしての教育的営為を実施する一方で公共図書館が別の選択肢を取ることはこの点において否定されない。但し、その姿勢如何で公共図書館の寄って立つ価値の変更が見て取れる可能性がある。

福永智子は公立図書館を「知る自由を保障する機関」と位置付けた上で主導権は利用者であり教育啓蒙活動は馴染まないと説明しているが²¹、知る自由の根拠とされる「表現の自由」を公立図書館の役割とすることは法的には妥当ではないという見解が提出されている²²。朝比奈大作は公共図書館の必要性を示す7つの存立動機の内、教育的動機の歴史的意義を認めつつも過大に評価すべきでないとしている²³。制度的変化の中で公共図書館の拠って立つ価値を検討する際に利用教育及び情報リテラシー教育の実践や理論的模索は重要な試金石になりうる。公共図書館において「教育」を嫌厭する傾向が確認されているが²⁴、今回提案した枠組みは公共図書館においてありうる利用教育及び情報リテラシー教育の中で従来の研究が対象としてこなかった情報サービス等の事例を議論の俎上に乗せ、その様相の検討を可能にする。

5. 結論

本稿では公共図書館における情報リテラシー支援を巡る建設的な議論に耐える概念的枠組みの提出を目的としてレビューの分析を行った。情報リテラシー、情報リテラシー教育、利用教育とそれに関わる様々な概念について、それぞれが内包する断続性や変容を捉えた上で情報サービス及び図書館サービスの観点と教育学の観点から改めて整理した。情報サービス及び図書館サービスの観点においては直接/間接サービスと最大/最小論を参照した結果、情報リテラシー教育の教育形態について、予てより利用教育及び情報リテラシー教育の方法と目されてきた直接-フォーマル（集団）-サービス、情報サービス上その存在が認められている直接-ノンフォーマル・インフォーマル（個別）-サービス、間接サービスの3つに分割できることを示した。教育学の観点からは、学ぶ対象としての情報リテラシーがコンピテンシーとして能力概念の批判点を引き継いでいること、その下地となる識字教育に公共図書館が十分に答えてこなかったことを踏まえて、教育内容については、利用教育として学ぶ内容と、図書館で学ぶべき情報リテラシー、図書館で教わらない情報リテラシーの3つに分割できることを示した。さらにこのような概念的枠組みがどのような議論を提起するか展望を示した。

²¹ 福永智子「学校図書館を対象とした利用者教育のプログラム—米国ワシントン州タコマ市における事例」『文化と情報』(1), 1999, p.89-98. <<http://id.nii.ac.jp/1454/00003237/>>

²² 大場博幸「公立図書館と「表現の自由」との法的関係：憲法上の根拠の喪失」『日本図書館情報学会誌』61 (2), 2015, p.65-81. <https://doi.org/10.20651/jslis.61.2_65>

²³ 朝比奈大作「現代公共図書館の存立動機：その展開と変質」『東京大学教育学部紀要』(13), 1974, p.201-210. <<https://doi.org/10.15083/00030073>>

²⁴ 丸本郁子「公共図書館と利用者教育：文献に見られる態度への考察」『大阪女学院短期大学紀要』(22), 1992, p. 1 -21. <<http://hdl.handle.net/10775/425>>

この枠組みをもって公共図書館の実情を好意的に捉えたとすれば、これまで不可視化されてきた直接-ノンフォーマル・インフォーマル（個別）-サービスこそが態度や情意面での変容を含む教育的営為を実施する際の教育形態として公共図書館間で合意されているとも考えられる。宇野重規は「選挙を通じて国民の代表者を選ぶのが民主主義」「選挙だけが民主主義ではない」という2つの主張を検討する中でルソーやトクヴィルの主張を踏まえこれらは対抗的でありつつも相互補完的に捉えるべきものと説明しているが²⁵、公共図書館がユニバーサルなサービスの普及に個性を優先させてきた経緯からも、後者の主張に近い原初的な教育的営為の捉え方が実践に反映されている可能性がある。しかし、図書館サービスにはマーケティングにおけるセグメント化に相当する動きも存在する。特に直接-フォーマル（集団）-サービスとして事例の蓄積がある児童サービスと教育的営為の位相については検討の余地がある。

尚、本稿はあくまで概念整理を行ったに過ぎず、従来の直接-フォーマル（集団）-サービスとしての利用教育及び情報リテラシー教育の研究や実践を否定するものではない。慈道が「条件整備が必要」と指摘する通り^k、情報リテラシー教育はそれが積極的に行われている領域でさえ負担に見合った成果を期待できるほど洗練されているとは言えない。しかしそれは教育的営為の生来的な性質であり、実践や議論の停滞は公共図書館における情報リテラシー支援の問題を棚上げはしても解決はしない。学習者との協調的な教育的営為を実現するためには、学習者がそもそもどの程度の能力を持ちどのような能力開発を期待しているのかを理解するための不断のアセスメントが前提となる。しかし社会環境によって望ましい情報リテラシーが刻々と変化する中で、準備期間が長引くと有効なアセスメントが実施できず悪循環に陥る。このような事情の下アセスメントに要するコストを縮減する戦略として、個々の教育者がそれぞれに情報リテラシー教育を展開するのも、ガイドライン総合版のように館種間の方針の統合を試みるのも合理的な判断と言える。

本稿で参照したURLはいずれも2023年1月4日を最終閲覧日とする。

福井雄大 国文学科助教・図書館情報学

²⁵ 宇野重規『民主主義とは何か』講談社、2020、p.247-251.